会議報告

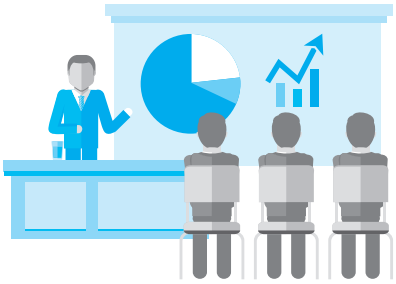

CPD

IASB 中小企業向けIFRS適用グループ（SMEIG）ロンドン会議報告

IASB 中小企業向けIFRS適用グループ（SMEIG）メンバー
岡田（おかだ） 博憲（ひろのり）

1　はじめに

2023年７月13日に中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs Accounting Standard、以下「SME基準」という。）第３版の公開草案（以下「本公開草案」という。）に関する会議が国際会計基準審議会（IASB）のロンドン本部にて対面及びバーチャルのハイブリッド形式によって実施された[i]。この会議の目的は、中小企業向けIFRS適用グループ（SMEIG）が、本公開草案の質問に関するコメントレター、アウトリーチ・イベント及びフィールドテストからのフィードバックを検討し、IASBに助言を提供することである[ii]。また、IASBは、SMEIGのメンバーに、「国際的な税制改革－第２の柱モデルルール」の緊急的なSME基準の修正に対するコメントがあるかどうかも尋ねた。筆者は、対面でこの会議に出席したため、本稿では会議の概要について報告する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることに留意されたい。

2　SMEIG会議で議論されたトピック

当日の会議のアジェンダは以下のとおりである。今回の会議では、７つのトピックに限定して議論された。これは、これらの

時間	アジェンダ・ペーパー	トピック
9:00- 9:15		開会コメント
9:15-10:45	1－4	(1)　SME基準のガイダンス対教育マテリアルのガイダンス (2)　金融資産の減損
11:00-12:30	1－6	(3)　顧客との契約から生じる収益
13:30-15:00	1－4	(4)　支配モデル (5)　共同支配の取決め (6)　資本性金融商品の相殺の要件
15:15-16:00	7－7A	(7)　公開草案「国際的な税制改革－第２の柱モデルルール－中小企業向け国際財務報告基準の修正案」
16:00-17:00	1－4	(8)　本公開草案へのフィードバックに関するその他の論点・コメント

フィードバックの多くが、本公開草案やその他の提案に実際に同意しない可能性があるため、とくに慎重にレビューされたことによる。

(1) SME基準のガイダンス対教育マテリアルのガイダンス

午前中の最初のセッションでは、SME基準第3版に関連する2つの主要なトピックについて議論が行われた。IASBは、どのガイダンスや例示が、SME基準に属するか、教育マテリアルに属するかを決定する際に考慮すべき要素について、SMEIGメンバーに助言を求めた[iii]。これは、本公開草案に関する質問の回答者が、新しいSME基準の適用をサポートするためにより多くのガイダンスや例示を求めているからである。

この点について、ガイダンスが強制的ではない場合、又はSME基準にとって必要不可欠な一部ではない場合、ガイダンスはSME基準とは別の教育マテリアルに含めるべきであるという点でSMEIGメンバーのほとんどが同意した。しかし、ガイダンスがとくに新規の要求事項や複雑な要求事項に関して、利用者がSME基準の原則を理解し適用するのに役立つのであれば、SME基準に含めるべきであるという意見もあった。SMEIGメンバーは、IASBがどのようなガイダンスを含めるかを決定する際に、問題の性質と利害関係者のニーズを考慮すべきであるとしている。

また、SMEIGメンバーは、SME基準の教育モジュールをより使いやすく、アクセスしやすくする方法についても助言を求められた。一部のSMEIGメンバーは、SME基準の教育モジュールの認知度を向上させるべきだと述べた。この点、IASBはSME基準を適用する中小企業にサービスを提供する会計事務所等のパートナーと協力して、教育モジュールの翻訳や認知度の向上を図ることも可能であるという意見もあった。さらに、SMEIGメンバーは、教育モジュールのアクセシビリティを向上させるために、教育モジュールにリンクするSME基準の注釈版を開発することや、様々な地域に協力者を特定し、各々の地域のパートナーと協力することにより、トレーナー・セッションの開催、eラーニングのスタイルや学習プラットフォームの設置など、教育マテリアルをよりユーザーフレンドリーでインタラクティブなものにする新しい方法を検討するといった意見を述べた。

(2) 金融資産の減損

金融資産の減損に関するトピックについて、SMEIGメンバーは、一部の金融資産に予想信用損失モデルを導入するというIASBの提案に対するフィードバックに、IASBがどのように対応すべきかについて助言を求められた。一部のSMEIGメンバーは、コストベネフィットの観点から、すべての金融資産に発生損失モデルを維持することを支持した。他のSMEIGメンバーからは、本公開草案で提案されている発生損失モデルの適用範囲を拡大し、グループ企業間の金融資産を含めることを提案する意見もあった。しかし、中小企業の中には融資に携わっている企業もあると指摘し、予想信用損失モデルをオプションとして認めるか、特定の金融資産に対して予想信用損失モデルを要求することを提案したメンバーもいた。また、主要な事業活動として融資を行っている中小企業について、発生損失モデルを開示で補完するという意見もあった。

今回の包括レビューにおいて、いかなる金融資産にも予想信用損失モデルが導入されない場合、IASBは、発行された金融保証契約の会計処理について、どのような代替的なアプローチを検討すべきかとSMEIGメンバーに質問した。SMEIGのメンバーのうち2名は、中小企業は、発行されたグループ企業間の金融保証契約について、セクション21「引当金及び偶発事象」を適切な開示とともに適用して会計処理することを提案した。

(3) 顧客との契約から生じる収益

SMEIGメンバーは、本公開草案で提案されている改訂された収益認識要件について、IASBスタッフが会計実務家に行ったフィールドワークから得られた知見について意見を求められた。SMEIGメンバーは、調査結果は彼らの予想と一致していると述べた。

次にコメントレターからのフィードバックであるが、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」との整合性について、SMEIGメンバーは、本公開草案で提案されている収益認識に関する要求事項の特定の分野を、IFRS第15号とさらに整合させるべきかどうかについての見解が求められた。SMEIGメンバーは、IASBが本公開草案で提案した「変動対価の見積りの制限」に関する要求事項を維持することに概ね同意した。また、SMEIGメンバーは、以下のトピックについて、SME基準の用語と要求事項がIFRS第15号の用語と要求事項に合致しているかどうかについて、様々な見解を示した。

① IFRS第15号で使用されている「履行義務(performance obligation)」という用語ではなく、SME基準で使用されている「約束(promise)」という用語を使用すること

② 企業が本人として行動しているのか代理人として行動しているのかを判断すること

③ 約束が時間の経過とともに充足されるかどうかを判断すること

SMEIGメンバーの1名は、①から③のトピックについて、SME基準をIFRS第15号とさらに整合させ、中小企業がIFRS第15号を適用する企業のために

作成された業種別ガイダンスに従うことができるようにすることを支持した。

一部のSMEIGメンバーは、企業が本人として行動しているのか、それとも代理人として行動しているのかを判断するためのSME基準の要求事項は、この評価の重要性から、IFRS第15号と同じであるべきだと述べた。一部のSMEIGメンバーは、次のようにも述べた。

① IFRS第15号の要求事項の要素の省略、異なる表現がされた場合、企業にとってこの評価はより難しくなる。

② SME基準の要求事項により、中小企業とIFRS第15号を適用する企業が、同じような状況（すなわち、グロスとネット）で異なるベースで収益を報告することになる可能性がある。あるSMEIGメンバーの見解では、IFRS第15号とSME基準を適用する際には、契約が完了した時点で会計上の差異が解消される収益認識の他の分野と比較して、一貫した会計処理を実現することがより重要である。

SMEIGメンバーは、IFRS第15号の保証及び追加の財又はサービスに関する顧客のオプションについて、簡素化するための代替案を求められたが、代替案を提案せず、両トピックについて本公開草案で提案された要求事項をIASBが保持することを概ね支持した。また、一部のSMEIGメンバーは、中小企業が提案された要求事項を適用するために必要な判断をサポートするガイダンスをIASBが提供することを提案した。

SMEIGメンバーは、IASBが、特定の条件を満たす契約を獲得するための費用を、資産又は費用のいずれかとして認識することを認める会計方針のオプションを導入すべきかどうかについて意見を求められた。本公開草案で提案されている過大なコスト又は労力の免除に代わる会計方針のオプションの導入について、SMEIGメンバーの意見は分かれた。また一部のSMEIGメンバーからは、会計方針の柔軟性と比較可能性のバランスについて議論が行われ、選択に関する条件や開示を提案する者もいた。

(4) 支配モデル

SMEIGメンバーは、公開草案のセクション9.5項を修正し、反証可能な推定が適用されるのは、議決権が支配を決定する「主な要因（main factor）」である場合に限られると明記することについて意見を求められた。これは、支配を得るための他の手段を考慮する必要があるとするフィードバックに基づくものである。SMEIGメンバーは、「主な要因」という概念は判断に迷うものであるとして、セクション9.5項の修正に反対した。また、SMEIGメンバーは、支配の定義の適用を簡素化するため、反証可能な推定を維持することを一般的に支持した。しかし、一部のSMEIGメンバーからは、反証可能な推定が支配モデルの中でどのように位置付けられるかを明確にするよう助言があり、公開草案のセクション9.4項から9.5項をどのように関連させ、並べ替えるかという提案を含め、その方法についての提案があった。

(5) 共同支配の取決め

SMEIGメンバーは、公開草案のセクション15「共同支配の取決め」にある３つの分類（共同支配の営業活動、共同支配の資産、又は共同支配企業）を維持しつつ、共同支配の定義をIFRS第11号「共同支配の取決め」と整合させるという提案の実務上の課題について意見を求められた。一部のSMEIGメンバーは、３つの分類を維持するよりも、簡素化を伴うIFRS第11号との完全な整合を望んだと述べた。しかし、この提案の結果が、実質的に異なる結果をもたらすことはないと結論付け、IASBが次回のSME基準の包括的な見直しにおいて、この決定を再評価することを提案した。また、一部のSMEIGメンバーは、中小企業にとって適切な簡素化として、３つの分類を維持する提案を支持した。

(6) 資本性金融商品の相殺の要件

SMEIGメンバーは、SME基準からセクション22.7項(a)が削除された場合、意図せざる結果が生じることを認識しているかどうか質問された。一部のSMEIGメンバーは、セクション22.7項(a)の削除を支持し、次のように述べた[iv]。

① 未収の発行済資本性金融商品に関する法的要件は法域によって様々であり、このパラグラフを削除することで、これらの要件との整合性を図ることが可能となる。

② 受取金額（金融資産）を資本の部に表示することは、取引を忠実に表していない。

③ このパラグラフを削除すれば、企業は契約条件に基づいて取引を認識し、表示することが可能になる（すなわち、企業は、現金又はその他の金融資産を受け取る契約上の権利が報告日に存在する場合、債権を認識すべきである。）。

しかし一部のSMEIGメンバーは、セクション22.7項(a)を削除することに反対し、次のように述べた。

① このパラグラフは、例えばコロンビアのように、現地の法律と一致している。

② このパラグラフが削除されると、受取債権額が金融資産として認識され、中小企業向けに提案されている予想信用損失モデルの適用が必要となり、複雑さが生じる。

(7) 公開草案「国際的な税制改革—第2の柱モデルルール—中小企業向け国際財務報告基準の修正案」

IASBは、SMEIGメンバーに、公開草案「国際的な税制改革－第２の柱モデルルール－中小企業向け国際財務報告基準の修正案」の提案について、コメントがあるかどうかを求めた。IASBは、第２の柱が定める要求事項が2023年１月１日に発効し、企業が2023年度中に財務諸表の作成を開始することを考えると、第２の柱に対応することが緊急であることを認識している。その結果、IASBは、SME基準のセクション29「法人所得税」の修正を提案し、一時的な免除に関するIFRSの修正と同様の救済措置を提供してポイントを絞った開示要求事項を導入した。今回の会議の目的は、公開草案で提案されている実務上の救済措置に同意するかどうかについて、SMEIGメンバーの意見とフィードバックを求めることである。SMEIGメンバーは、この問題の緊急性と重要性を考慮し、提案されている修正をSMEIG基準に含めるべきであるというIASBの意見に概ね同意した。しかし、一部のSMEIGメンバーは、セクション29.38項の修正案が、第２の柱となる法律の制定又は実質的な制定を含む、「その他の事象」の当期税金及び繰延税金への性質と財務的影響を評価できるような情報を開示することを要求している点に関し、第２の柱の法制の影響を受けない中小企業には適用されないことを明確にすることを提案した。これは、第２の柱となる法律から生じる繰延税金の認識と開示の例外と矛盾するように思われること、セクション29.38項を適用する「その他の事象」について、混乱が生じる可能性があるからである。また、一部のSMEIGメンバーは、提案されているセクション29.42 項の開示要求が、第２の柱の法制の影響を受けない中小企業には適用されないことを明確にすることを提案した[v]。

(8) その他の論点・コメント

① 公的説明責任に関する質問

一部のSMEIGメンバーからは、IASBが2023年６月に決定したSME基準における公的説明責任の定義について質問が出された。IASBは、定義をこれ以上明確化しないことを決定したが、一部のSMEIGメンバーは、その定義の適用に関するガイダンスが、どのような場合に有用かについて提案を行った。

② メンバー間のコミュニケーションに関する改善提案

一部のSMEIGメンバーは、メンバーの関心を高め、意見を聞くために、電子メールだけでなく、もっとバーチャルな会議を開催することを提案した。多くのメンバーは、他のメンバーの意見を聞いてから自分の最初の考えを見直すために、ミーティングでの話合いが非常に有益であると感じたようである。IASBはこの提案を高く評価し、SMEIGメンバーからの会議後のアンケートのフィードバックと合わせて、今後、より多くのバーチャル会議を通じて、メンバーのグループへの関与を高めていく予定である。

3 おわりに

今回の会議は、新型コロナウイルス感染症収束後の初めての対面での開催となり、SMEIGメンバーとIASBスタッフの間で活発な意見交換が行われた。(8)②の改善提案にあるとおり、IASBは、今後もバーチャル会議等を通じて、SMEIGメンバーからの有用な意見を集めていく見込みである。

完全版IFRSとは異なり、非公開企業である中小企業に適用されるSME基準は、過大なコスト又は労力を課すことなく、財務諸表の利用者にとって有用な情報を提供する観点から改訂される。その一方で、SME基準は、完全版IFRSを基礎とするいわゆる「アライメントアプローチ」[vi]により、アップデートされた完全版IFRSや完全版IFRS及びIFRIC解釈指針の改訂と可能な限り整合させる方針に基づいて改訂される。本公開草案もアライメントアプローチに基づいて改訂されているが、今回の会議における各メンバーからのフィードバックは、必ずしも本公開草案の改正内容に賛同するものばかりではなかった。

SME基準は、先進国だけでなく資本市場を持たない法域の中小企業も適用する可能性のある基準である。このような法域においては、固有の法制度やローカルルールを持つ国も多く、複雑な会計基準を適用するための土壌が整っていない可能性がある。したがって、グローバルスタンダードとしての完全版IFRS等を基礎としたアライメントアプローチによるSME基準の改訂には多くの困難が伴うといえる。例えば、「(6) 資本性金融商品の相殺の要件」の議論のように、各国の法制度の違いから、SMEIGメンバーの間で大きく意見が分かれることもけっして珍しくない現象なのである。この点からも、今回のSMEIGメンバーによるフィードバックは、SME基準をアライメントアプローチに基づいて開発することの難しさを示しているといえる。

〈注〉

i 今回の会議のアジェンダ及びミーティングサマリーについては、IASBのウェブサイトを参照のこと。
https://www.ifrs.org/groups/sme-implementation-

group/#meetings

ii　本公開草案における主な改訂内容と、2023年２月16日に日本公認会計士協会（JICPA）がIASBに送った本公開草案に対するコメントレターについては、岡田博憲「公開草案「中小企業向け国際財務報告基準第３版」の解説」本誌2023年７月号68頁以下を参照のこと。

iii　IASBが提供するSME基準の教育マテリアルについては、IASBのウェブサイトを参照のこと。なお、教育マテリアルはIASBが承認したSME基準の一部ではない。

https://www.ifrs.org/supporting-implementation/supporting-materials-for-the-ifrs-for-smes/#resources

iv　本公開草案セクション22.7項(a)によれば、「企業が現金又はその他の資源を受領する前に資本性金融商品が発行された場合、企業は、受領可能な金額を資本と相殺し、財政状態計算書に表示しなければならない。」としている。

v　セクション29.42項によれば、「企業は、第２柱である法人所得税に関連する繰延税金資産及び繰延税金負債の認識及び開示の例外を適用していることを開示しなければならない（セクション29.3A項参照）」としている。

vi　アライメントアプローチ（整合アプローチ）については、岡田博憲「中小企業向けIFRS適用グループ（SMEIG）会議報告」本誌2021年７月号49頁以下を参照のこと。

教材コード	J020852
研修コード	2103
履修単位	0.5単位